

高松市監査委員告示第29号

財政援助団体等監査結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和6年9月30日

高松市監査委員	木	田	一	彦
同	大	西		均
同	中	西	俊	介
同	北	谷	悌	邦

監査結果に基づく措置通知
(財政援助団体等監査)



令和 6 年 9 月 3 0 日

高 松 市 監 査 委 員

財政援助団体等監査結果に基づく措置通知一覧

措置 通知 No.	監査 実施 年度	告示日	告示 番号 ※	区分 ※	項目	公表文 該当 ページ	所管課又は 監査対象団体等		措置 通知日
1	R5	R6.2.29	第6号	意見	補助金の交付について（高松市農産物ごじまん品推進協議会）	P5	創造都市推進局	農林水産課	R6.8.21
2				意見	補助金の精算に係る事務処理について	P6	高松市農産物ごじまん品推進協議会		
3				意見	文書や会計帳簿等の保存期間について	P7			

※ 告示番号 …… 高松市監査委員告示の番号

※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたもの。

財政援助団体等監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和5年度／創造都市推進局		
告 示 番 号	高松市監査委員告示第6号	告 示 日	令和6年2月29日
区 分	意 見		
意 見 の 項 目	補助金の交付について（高松市農産物ごじまん品推進協議会）		
意 見 の 内 容	補助金等実績報告の審査に当たっては、補助の目的や内容等を十分に確認した上で、補助金額を確定するとともに、繰越金の状況を考慮しながら、本市の負担割合について再考するなど、補助金のより適切な執行に努められたい。		
公 表 文 該 当 ペ ー ジ	P5		

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年8月21日
所 管 課 等	創造都市推進局 農林水産課
措置を行った 団体等	—
措 置 結 果	本件意見について、令和5年度高松ブランド農産物育成支援事業に係る補助金等実績報告書の審査に当たっては、個々の事業内容や支出額について、拳証書類を確認するとともに、次年度繰越金の内訳についても併せて確認し、5年度の補助金額を確定した。今後においても、繰越金の状況を考慮し、補助金の適切な執行に努めていく。 なお、6年度の同事業に係る市補助金額については、高松市農産物ごじまん品推進協議会から提出された収支予算書や事業計画書のほか、前年度繰越金を勘案し、5年度と同額が妥当であると判断し、同協議会に交付した。

財政援助団体等監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.2

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和5年度／高松市農産物ごじまん品推進協議会		
告 示 番 号	高松市監査委員告示第6号	告 示 日	令和6年2月29日
区 分	意 見		
意 見 の 項 目	補助金の精算に係る事務処理について		
意 見 の 内 容	高松市農産物ごじまん品推進協議会における補助事業の収支決算に当たっては、繰越金の詳細を明示するとともに、繰越金の状況を考慮した上で、事業費を算定・精算し、補助金額を確定されたい。		
公表文該当 ページ	P6		

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年8月21日
所 管 課 等	創造都市推進局 農林水産課
措置を行った 団体等	高松市農産物ごじまん品推進協議会
措 置 結 果	本件意見については、令和5年度高松ブランド農産物育成支援事業に係る収支決算書において、前年度繰越金の内訳を記載するとともに、5年度末に生じた次年度繰越金については、6年度の事業費を算定した上で、市補助金の交付前に必要となる経費に充当することとし、5年度の決算及び6年度の補助金額を確定した。

財政援助団体等監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.3

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和5年度／高松市農産物ごじまん品推進協議会		
告 示 番 号	高松市監査委員告示第6号	告 示 日	令和6年2月29日
区 分	意 見		
意 見 の 項 目	文書や会計帳簿等の保存期間について		
意 見 の 内 容	協議会における本市補助事業に関する文書や会計帳簿等の保存期間については、本市の行政文書の保存期間が10年であることや、過去に遡及して説明責任を求められる場合も考慮し、本市の取扱いに準じた保存期間となるよう、関係規程等の改正を検討されたい。		
公 表 文 該 当 ペ ー ジ	P7		

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年8月21日
所 管 課 等	創造都市推進局 農林水産課
措置を行った 団体等	高松市農産物ごじまん品推進協議会
措 置 結 果	本件意見については、令和6年度高松市農産物ごじまん品推進協議会総会において、協議会の文書取扱規程及び会計処理規程に規定している、文書及び会計帳簿等の保存期間を、高松市行政文書管理規程に準じ、5年から10年に改正する議案を可決し、令和6年5月15日から施行した。